

第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和 3 年 8 月 4 日（水）庁議終了後

場所：区議会第 1 委員会室

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症の現状及び対応について

2 その他

2021 文総職第 771 号
令和 3 年 7 月 9 日

各部（局・室・所）長 殿

総務部長
（公印省略）

緊急事態宣言に伴う対応について（通知）

政府は、新型コロナウイルス感染拡大が顕著な東京都を対象とする緊急事態宣言を発令する予定です。

この間、新型コロナウイルス感染症対策のため直接対応する部署や窓口職場、作業職場で従事する職員に加え、全庁的な流動体制にご協力いただいている各所属においても改めて、厚く感謝申し上げますとともに、区民サービスの提供体制を堅持するためにも、職員の皆さんにおいては、以下のとおり対応をお願いします。

1 具体的な対応について

(1) 在宅勤務の徹底について

ア 感染拡大防止のため、在宅勤務による出勤抑制を実施します。

イ 在宅勤務は、貸出用パソコン及び office365 により実施してください。

実施方法等については、【別紙 1・2】をご覧ください。

ウ 貸出用パソコン及び office365 による在宅勤務の実施が困難な場合は、各所属の職務の性質等を考慮し、職務に資する課題を各職員に対して設定するなど、「(1)イ」とは異なる方法での在宅勤務を徹底してください。

なお、所属長においては、出勤抑制を強力に推進するため、職務に活用できることであれば、幅広い業務について在宅勤務を命じてください。

エ 所属長は、育児や介護等をしている職員の事情を勘案し、柔軟に勤務ローテーションを組むなど、必要な配慮をお願いします。【別紙 3】で参考例を示しましたのでご活用ください。

(2) 時差勤務の徹底について

ア 出勤時や退勤時の密を避けるため、時差勤務を徹底してください。

イ 例えば、「① 8 時 30 分の前② 8 時 30 分③ 8 時 30 分の後」という 3 つの始業時間となる職員の割合を同じに設定するなど、職員が密にならないように、計画的かつ柔軟な勤務時間の設定を徹底してください。

(3) 不要不急の超過勤務の制限について

ア 午後 8 時以降の人出を減らすため、原則として、超過勤務はしないこととし、所属長においては、職員を午後 8 時までに自宅に着かせるように配慮をお願いします。また、早急な対応が必要ではない業務は、実施の中止や延期といった業務量の整理も併せてご検討ください。

イ 新型コロナウイルスへの対応業務、区民生活に直結する業務その他所属長が真に必要であると認めた業務は、所属長は「(3)ア」によらず、必要最低限の範囲において超過勤務を命ずることができることとします。

ウ 職員の皆さんにおいても、午後 8 時までに自宅に着くことができるよう効率的な業務遂行や時差勤務を活用などの対応をお願いします。

(4) 旅行命令について

東京都知事から、一層の感染拡大防止のため、企業に対して県境をまたぐ出張の自粛が要請されております。所属長においては、当該要請の趣旨を踏まえ、不要不急の出張は命令しないなど、適切な対応をお願いします。

(5) 感染リスクの高まる行動について

感染防止のため、感染リスクの高まる行動については慎重に判断してください。特に、食事の際にマスクをせず会話をするなどの行為は、感染リスクを増大させ、現に複数の職場において濃厚接触者として特定されるケースが発生しております。

全庁的な流動等により手薄になっている人員で懸命に奮闘している各所属や、保健所の負担をこれ以上増やさないためにも、食事の際の会話はしない、複数の職員での外食はしない、感染防止対策が不十分な飲食店は利用しないなどの対策を徹底してください。

また、緊急事態宣言の期間がお盆の時期と重なるため、帰省や旅行についても、改めて慎重に判断していただきますようお願いいたします。

(6) その他

各職場とも、職員の出勤数が限られるため、各種問合せは、メールを原則とし、依頼、内部調査その他急ぎの対応を要しない事項は、控えるか、延期するなど、適切な配慮をしていただきますようお願いいたします。

2 調査について

在宅勤務や時差勤務の徹底をより実行力のあるものとするため、実施状況の調査を実施します。詳細は【別紙4】をご覧ください。

3 対応を要する期間

令和3年7月12日から緊急事態宣言の解除まで

※緊急事態宣言の解除後の対応については、必要に応じて通知します。また、令和3年6月18日付2021文総職第602号「まん延防止等重点措置の実施に伴う対応について(通知)」において、対応を要する期間を当面の間としていたところ、令和3年7月12日以降の対応はこの通知によることとしてください。

4 会計年度任用職員について

会計年度任用職員についても、上記1から3までと同様の取扱いとします。

【問合せ先】

総務部職員課人事係

内線：2248・2231

総務部職員課会計年度任用職員担当（4のみ）

内線：2238・2239